法律又は政令の名称	雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の職業安定法
規制の名称	職業紹介事業者等による個人情報の保護
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	厚生労働省職業安定局需給調整事業課
評価実施時期	令和4年1月
規制の目的、内容及び必要性	求職者等が自らの個人情報の取扱いについて安心して職業紹介事業等を利用することができるよう、職業紹介事業者等について、求職者等の個人情報を取り扱うに当たり利用の目的を明示することとするとともに、特定募集情報等提供事業者について、求職者等の個人情報を業務の目的の達成の範囲内で取扱い、人の秘密を保護する義務等を課すこととする。
直接的な費用の把握	遵守費用として、個人情報の利用目的の明示に係る事務が発生するものと考えられる。 追加の行政費用の発生は想定されない。
直接的な効果(便益)の把握	求職者等が自らの個人情報の取扱いについて事前に把握することにより、安心してサービスを利用することができるようになり、求職活動に必要な個人情報を自ら職業紹介事業者等に対して提供し、より的確なマッチングの恩恵を受けることができる。
副次的な影響及び波及的な影 響の把握	副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	個人情報の利用目的の明示の内容については規制するものではなく、事務負担等を抑制することが可能である一方で、個人情報の適 正な取扱いが義務付けられることにより、求職者等が安心して職業紹介事業者等に必要な個人情報を提供し、より的確なマッチングの 恩恵をうけることができるため、費用を上回る便益が想定される。
代替案との比較	改正案の義務について努力義務とすることも想定されるが、個人情報を多様な方法で活用している現状を踏まえれば、事業者ごとに対応が統一されないことが予想され、十分に求職者等が納得してサービスを利用することができる程度まで、利用目的の明示や適正な個人情報の取扱いに関する責務を履行することは困難であると考えられる。
その他の関連事項	特になし。
事後評価の実施時期等	雇用保険法等の一部を改正する法律案の附則の規定に基づき、施行後5年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方につい て検討を行う。